

「横浜市庁舎駐車場条例施行規則」の一部改正に伴う意見公募について

「横浜市庁舎駐車場条例施行規則（平成21年5月15日規則第60号）」の一部改正にあたり、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和7年1月14日(火)から令和7年2月12日(水)まで

2 意見提出方法

「意見投稿用紙」に記入し、次のいずれかの方法により、御提出をお願いします。
なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：sh-chiiki@city.yokohama.lg.jp
横浜市市民局地域施設課（横浜市庁舎駐車場条例施行規則意見公募担当）あて
お手数ですが、メールの表題を【意見】としてください。

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
横浜市市民局地域施設課（横浜市庁舎駐車場条例施行規則意見公募担当）あて

(3) F A X の場合

F A X 番号：045-664-5295
横浜市市民局地域施設課（横浜市庁舎駐車場条例施行規則意見公募担当）あて

3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。
- (5) 電話や口頭による御意見への対応はしておりませんので、あらかじめ御了承ください。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市市民局地域施設課（横浜市庁舎駐車場条例施行規則意見公募担当）あて
電話番号：045-671-2086
電子メールアドレス：sh-chiiki@city.yokohama.lg.jp
※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。